



沢辺税理士事務所通信

令和 2 年 3 月 1 日号

NO.073

確定申告期限は4/16に延長！納税も！

個人の確定申告は毎年 3/15 が期限日でしたが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、**4/16 まで申告期限を延長**すると国税庁から 2/27 に正式に発表がありました。納付書による納期限も同様に 4/16 まで延長です。

また、**振替納税日**も、今年は所得税が 4/21、消費税が 4/23 とされていましたが、**こちらも延期**となる予定です。振替日がいつに変更されるかは、2/29 時点ではまだ発表がありません。

税務署や、広島ですと基町クレドの無料相談会場に行かれたことのある方はご存知だと思いますが、確定申告の会場はかなり人口密度が高いです。日によっては何時間もかかることもあり、全国の小中高校が一斉休校となっている現状もありますので、会場自体の一時閉鎖の動きも出てきているようです。

国税庁のホームページから申告書を作成される方でしたら問題ないですが、そうでない方は事態が落ち着かれてからのほうがいいでしょうね。当事務所に確定申告書類の作成をご依頼いただいている方はもちろん出向かれる必要はありませんし、私自身も全てを電子申告で行うため出向くことはありません。

マスクが品薄なのはともかくとして、最近はトイレットペーパーや除菌シート、ハンドソープ、キッチンペーパーまでもが品薄になっております。**トイレットペーパーの流通ラインが止まるというのは全くのデマです。落ち着きましょう。**

ただ実際に売り切れになっているのは事実で、そうなるとりあえず確保だけはしておこうということになり（私もですが(^^;)）、結果として「入手困難」という事態は事実になってしまいます。**こうなると情報操作の恐ろしさを感じます。飛躍しすぎかもしれませんが、石油流通を遮断されて真珠湾に突っ込んで行った日本、くらいの恐ろしさを感じます。**

また、コロナウイルスにより公共施設だけでなく、企業活動にも影響が出始めています。テレワークなどの在宅勤務では限りがありますし、工場等はそうはいきません。また国外では日本以上に長い期間の施設閉鎖をしているところも多いですし、街自体を隔離している国さえあります。

こうなると、**实体经济に深刻な影響が出る可能性が高**なってきます。日本はただでさえ昨年 10 月に消費税を増税したばかりです。アメリカのダウ工業平均株価も暴落といえる動きを見せ始めており、リーマンショックの時のような引き金になる可能性もあります。非常に心配です。逆に安全資産と言われる「金（きん）」は史上最高値を更新しました。

これ以上犠牲者が増えず、収束に向かうことを心より祈っております。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>